

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 施設の名称

- (1) 周南市文化会館
- (2) 周南市美術博物館
- (3) 周南市郷土美術資料館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人周南市文化振興財団

所在地 周南市大字徳山5854番地の41

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで